

第81回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
連結注記表
個別注記表

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

鉄建建設株式会社

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tekken.co.jp/>) に掲載することにより、ご提供しているものであります。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「経営理念」、「企業活動指針」、「リスク管理基本規程」及び「コンプライアンス規程」により、取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとるための守るべき規範や活動指針を明確にする。また、「リスク管理委員会」を通じて当社グループのコンプライアンス体制を監視するとともに、取締役及び使用人に対し教育を通じコンプライアンスに関する理解を徹底する。
- ロ. 内部通報制度により、法令違反行為等に関する社内通報システムを運用し、コンプライアンス経営の強化を図る。
- ハ. 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に参加するなどして、取締役の職務執行を監査する。
- ニ. 監査部は、「内部監査関連規程」及び「内部監査計画」により、使用人の職務の執行に対して業務監査及び改善指導を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、「取締役会規則」及び「文書情報関連規程」により、適切に保存及び管理を行う。
- ロ. 取締役及び監査役は、前項の情報を常時閲覧することができる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループの諸種のリスクに迅速かつ適切に対処するため、「リスク管理基本規程」及び「リスク管理関連規程」により、リスク予防、リスク対応、再発防止等を行う。また、当社グループの業務に影響を与えるリスクに関し、社内外へ適時の開示を行う。
- ロ. 監査役及び監査部は、当社グループのリスク管理の実施状況について監査を行う。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、経営の基本方針や重要事項を決定するとともに、執行役員
の職務の執行を監督する。
- ロ. 取締役会の決定した経営の基本方針に基づき、経営に関する事項を審議、決定し、業務執行の効率化と全般的統制を行うことを目的として、経営会議を原則として毎週開催する。
- ハ. 日常的な業務の執行については、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、執行役員又は部門責任者が迅速な意思決定を行う。
- ニ. 年度計画により、当社グループが達成すべき目標を明確化する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 「子会社管理規程」により、子会社に関する主要業務に係る諸手続及び子会社に対する管理(内部統制システムの構築・運用の管理等)、指導、育成のしくみを定め、これを実行することとし、定期的に開催するグループ会社連絡会議等で、決算状況などについて報告を求める。
 - ロ. 子会社における業務の適正を確保するため、「企業活動指針」を子会社に準用、展開し、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとるための守るべき規範や活動指針を明確にする。
 - ハ. 子会社に、コンプライアンス担当部署を設置する。
- ニ. 監査部は、子会社の内部監査及び指導、勧告を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役が必要あるときは、監査部に所属する使用人は、監査役の職務の補助業務を担当する。
- ロ. 監査役の職務の補助業務を担当する監査部に所属する使用人は、その業務に関して取締役の指揮命令を受けない。
- ハ. 監査役の職務の補助業務を担当する監査部に所属する使用人は、監査役に係る業務を優先して従事する。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告する。
 - ロ. 監査役は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人から報告を求める。
 - ハ. 内部通報制度により、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ニ. 上記各項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに処理する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換の場をもち、会社運営に関する意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ロ. 内部監査を所管する監査部は、監査役に協力し随時連絡調整を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 経営理念、企業活動指針及びコンプライアンス

当社グループの社員に対し、経営理念、企業活動指針及びコンプライアンスについて社内研修等で教育を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。

また、内部通報取扱規程により法令違反行為等に関する通報・相談体制を整備し、当社グループのコンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

リスク管理委員会において、法令・社内規程等の遵守状況に関する報告を主管部署より受け、具体的な対策等について審議しております。

③ 取締役の職務の執行の適正及び効率性の確保

取締役会は社外取締役4名を含む取締役12名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は、13回開催し各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っております。また、グループ会社の経営上の重要事項についても、当社取締役会で報告を受けております。

④ 監査役の職務の執行

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会を13回開催し、また定期的に代表取締役と監査内容についての意見交換を実施いたしました。さらに、監査役は会計監査人と5回面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施いたしました。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

3社

(2) 連結子会社の名称

テッケン興産(株)、(株)ジェイテック、鉄建プロパティーズ(株)

(3) 非連結子会社

① 主な会社の名称

TKパートナーズ(株)、鉄名建設(株)

② 連結の範囲から除いた理由

小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

① 主な会社の名称

非連結子会社 TKパートナーズ(株)、鉄名建設(株)

関連会社 東和建設(株)

② 持分法を適用しない理由

それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は償却原価法(定額法)、その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものは時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び不動産事業支出金の評価は、個別法による原価法、材料貯蔵品は移動平均法による原価法によっています。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ただし、一部の連結子会社は貯蔵品や商品に先入先出法による原価法を採用しています。

未成工事支出金の評価は、個別法による原価法によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

②無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法によっています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

③リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

②完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しています。

③賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しています。

④工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

建設事業においては、主に長期の工事契約を締結しています。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、当連結会計年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいています。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しています。また、工期が短い工事については原価回収基準を適用せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しています。

②退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時に一括償却しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

④関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

共同企業体の会計処理については、共同企業体を当社の持ち分比率に応じて連結計算書類に取込む方式（取込み方式）によっています。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、完成工事高および完成工事原価の計上に関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、当連結会計年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しています。また、工期が短い工事については原価回収基準を適用せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

また、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当連結会計年度の完成工事高が260百万円、完成工事原価が242百万円増加、兼業事業売上高、兼業事業売上原価がそれぞれ2,338百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ17百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は17百万円減少しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務の充足に係る進捗度に基づき計上した完成工事高（竣工済の工事を除く）

104,942百万円

(2) その他の情報

建設事業においては、主に長期の工事契約を締結しています。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。

進捗度の見積りは、当連結会計年度末に施工中の工事の施工状況や工事請負契約の契約条件等に著しい変化はないものと仮定して作成しています。

これらの仮定が施工条件の変更や調達価格の変化等によって見直された場合には、履行義務の充足に係る進捗度の変更され翌連結会計年度の完成工事高に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物・構築物	2,807百万円
土地	2,624百万円
兼業事業支出金	563百万円
投資有価証券	5,643百万円
長期貸付金	27百万円
計	11,666百万円

(2) 担保権によって担保されている債務

短期借入金	1,801百万円
長期借入金	3,263百万円
計	5,065百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

13,561百万円

3. 偶発債務

保証債務

借入金保証	6百万円
住宅分譲手付金等保証	80百万円
計	86百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等の合理的な調整を行って算出しています。

(2) 再評価を行った年月日

平成12年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額

279百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	15,668,956株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月29日開催の第80回定時株主総会決議による配当に関する事項

①配当金の総額	1,248百万円
②1株当たり配当額	80円
③基準日	令和3年3月31日
④効力発生日	令和3年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和4年6月29日開催の第81回定時株主総会決議による配当に関する事項

①配当金の総額	1,207百万円
②1株当たり配当額	80円
③基準日	令和4年3月31日
④効力発生日	令和4年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については銀行借入による方針です。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は主として運転資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。なお、デリバティブ取引は社内規程に従い実行しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,812百万円）は、投資有価証券には含めていません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	27,410	27,410	—
資産計	27,410	27,410	—
長期借入金 ※2	9,564	9,568	3
負債計	9,564	9,568	3

1 現金預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形・工事未払金等、短期借入金、未払金、預り金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しています。

※2 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金も含まれています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。
 レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用して用いる場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しています。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）等を有しています。令和4年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は261百万円（賃貸収益は兼業事業売上高に、主な賃貸費用は兼業事業売上原価に計上）です。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
13,941	13,475

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額です。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	土木 工事	建築 工事	不動産 事業	付帯 事業	計		
一般工事	45,841	38,436	—	—	84,278	—	84,278
鉄道工事	40,109	24,160	—	—	64,269	—	64,269
その他	—	—	2,549	61	2,610	392	3,003
一時点で移転される 財又はサービス	206	382	1,675	41	2,306	235	2,542
一定の期間にわたり 移転される 財又はサービス	85,745	62,213	13	19	147,991	—	147,991
顧客との契約から 生じる収益	85,951	62,596	1,689	61	150,298	235	150,534
その他の収益	—	—	860	—	860	157	1,017
外部顧客への売上高	85,951	62,596	2,549	61	151,158	392	151,551

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、スポーツ施設運営等の事業を含んでいます。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

なお、建設事業に関する取引の対価は、契約条件に従い、おおむね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	25,775
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	14,874
契約資産（期首残高）	61,540
契約資産（期末残高）	64,648
契約負債（期首残高）	7,683
契約負債（期末残高）	5,172

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権および契約資産は、「受取手形・完成工事未収入金等」に含まれており、契約負債は、「未成工事受入金」に含まれています。

契約資産は、工事契約について履行義務の充足に伴って認識された収益に係る対価であり、契約条件により顧客に対して請求が可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、履行義務の充足に伴って収益を認識する長期の工事契約において、契約条件によって受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は7,533百万円です。また、当連結会計年度において、契約資産が3,107百万円変動した主な理由は履行義務の充足に伴って認識された収益による増加及び契約条件に従った取引の対価の受領による減少であり、これによりそれぞれ、154,536百万円増加し、151,429百万円減少しています。また、当連結会計年度において、契約負債が2,510百万円変動した主な理由は、履行義務の充足に伴って認識された収益による減少及び契約条件によって受け取った前受金による増加であり、これによりそれぞれ、7,533百万円減少し、5,023百万円増加しています。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は6,642百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末現在で235,604百万円です。当該履行義務は、建設事業における工事契約によるものであり、期末日後1年以内に約55.1%が収益として認識されると見込んでいます。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	4,203円50銭
2. 1株当たり当期純利益	303円11銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は令和4年2月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり、自己株式取得に係る事項を決議し、取得いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	546,000株 (上限)
(3) 株式取得価額の総額	1,000,000千円 (上限)
(4) 自己株式取得の期間	令和4年2月14日～令和4年5月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付 (ToSTNeT-3を含む)

3. 自己株式取得の状況

(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	531,300株
(3) 株式取得価額の総額	999,927,500円
(4) 自己株式取得の期間	令和4年2月14日～令和4年4月7日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付 (ToSTNeT-3を含む)

4. 取得結果

上記買付による取得の結果、令和4年4月7日までに当社普通株式531,300株を999,927,500円で取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券は償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっています。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産及び兼業事業支出金の評価は、個別法による原価法、材料貯蔵品は移動平均法による原価法によっています。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
未成工事支出金の評価は、個別法による原価法によっています。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
定率法によっています。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
定額法によっています。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
 - (3) リース資産の減価償却の方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 完成工事補償引当金
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しています。
 - (3) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しています。

(4) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時に一括償却しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

建設事業においては、主に長期の工事契約を締結しています。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、当事業年度末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいています。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しています。また、工期が短い工事については原価回収基準を適用せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

5. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しています。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

7. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続

共同企業体の会計処理については、共同企業体を当社の持ち分比率に応じて計算書類に取込む方式（取込み方式）によっています。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、完成工事高および完成工事原価の計上に関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、当事業年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しています。また、工期が短い工事については原価回収基準を適用せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の完成工事高が286百万円、完成工事原価が268百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ17百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は17百万円減少しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる影響はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務の充足に係る進捗度に基づき計上した完成工事高(竣工済の工事を除く)

104,880百万円

(2) その他の情報

建設事業においては、主に長期の工事契約を締結しています。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。

進捗度の見積りは、当事業年度末に施工中の工事の施工状況や工事請負契約の契約条件等に著しい変化はないものと仮定して作成しています。

これらの仮定が施工条件の変更や調達価格の変化等によって見直された場合には、履行義務の充足に係る進捗度の変更され翌事業年度の完成工事高に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	5,630百万円
関係会社株式	12百万円
長期貸付金	27百万円
計	<u>5,671百万円</u>

(2) 担保権によって担保されている債務

短期借入金	1,301百万円
長期借入金	1,480百万円
計	<u>2,782百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額

9,016百万円

3. 偶発債務

保証債務

借入金保証	6百万円
住宅分譲手付金等保証	80百万円
計	<u>86百万円</u>

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,097百万円
長期金銭債権	22百万円
短期金銭債務	7,436百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等の合理的な調整を行って算出しています。

(2) 再評価を行った年月日

平成12年3月31日

(3) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額

682百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	176百万円
仕入高	25,373百万円
その他	331百万円
営業取引以外の取引高	
受取配当金	905百万円
その他	30百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の数に関する事項

普通株式	569,632株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産

退職給付引当金	1,761百万円
工事損失引当金	855百万円
貸倒引当金	761百万円
賞与引当金	389百万円
棚卸資産有税評価減	328百万円
投資有価証券有税評価減	221百万円
固定資産減損	139百万円
未払金否認	101百万円
その他	378百万円
繰延税金資産小計	4,937百万円
評価性引当額	△1,636百万円
繰延税金資産合計	3,300百万円

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△3,513百万円
その他	△300百万円
繰延税金負債合計	△3,814百万円
繰延税金負債の純額	△514百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	事業年度末残高(百万円)
法人主要株主	東日本旅客鉄道㈱	直接10.5%	建設工事の請負役員の兼任、転籍	完成工事高	43,787	完成工事未収入金	24,656
						未成工事受入金	2,000

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

取引金額その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	事業年度末残高(百万円)
子会社	テックン興産㈱	直接100%	資材の購入	完成工事原価	19,034	工事未払金	4,714
						電子記録債務	1,742
				現物分配による受取配当	832		

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

取引金額その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	事業年度末残高(百万円)
法人主要株主の子会社	㈱ジェイアール東日本ビルディング	なし	建設工事の請負	完成工事高	5,322	完成工事未収入金	1,939

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

取引金額その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一です。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,115円99銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 338円22銭 |

重要な後発事象に関する注記

当社は令和4年2月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、自己株式取得を実施しました。詳細は「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおりです。